

条例の制定と一部改正

上位法の改正や各課の業務量の調整、また、町単事業の農道整備などの受益者負担の軽減を図るための条例の制定、一部改正をするもの。

条例の制定

職員の降任等の規定整理に伴い

●職員の降給に関する条例の制定

上位法の改正により、職員の降任等の規定が整理されたことに伴い、新たに条例を制定するもの。
可決(全員)

Q 中島 一郎議員

この降給に関する条例の制定と、人事評価システムの整備との関係は。

A 松田 副町長

人事評価制度は、平成28年度から実施しているが、それに伴う条例制定が遅れていたため、今

回制定になった。

評価の内容については、5段階で評価しており、最下位の段階の場合にこの条例が当てはまることになっている。

条例の一部改正

住民課と税務課を統合し住民課に

●組織条例の一部改正

近年の事務量の増大に伴い、限られた人員の中で各課の業務量の調整を行うとともに、管理職等の職責のバランス、庁内全体の均衡を図るため、これまで課長の兼任で対応していた住民課と税務課を統合し、住民課とするもの。
可決(多数)

Q 宮地 葉子議員

税務課は、町の大事な収入である町民からの税金を扱う重要な課で、統合には疑問がある。

この2つの課を一緒にしてできるとした根拠は。

A 松田 副町長

税務課は、税金の確保など大事な部署だと思っているが、住民課の人権部門の人権啓発係と、市民館、児童館の係りが佐



案内板も変更(4月1日)

賀支所の地域住民課に移行し、住民課の部署が少なくなったこともあり、税務課と住民課の業務量として課長の職責等のバランス等を考えて統合とした。

農業委員に

能率給を支給

●特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

農業委員会等に関する法律の改正に伴い、本年度より、農地利用最適化交付金の活用により能率給を支給することとなったためのも。
可決(全員)

農道整備などの

受益者分担金を減

●分担金賦課徴収条例の一部改正

町単独事業における農道、水路等の新設改良や災害復旧などの受益者分担金を、事業費の25%から10%に減額するもの。
可決(全員)

農業委員会委員の任命

農業委員会委員14名を任命するもの。

任期は、いずれも平成31年4月1日から平成34年3月31日。

◇農業委員会委員

浮鞭 1935番地1	伊藝 精一	佐賀 1027番地4	藤田 清子
佐賀橋川 703番地5	小谷 健児	蜷川 335番地	金子 孝子
入野 1520番地	酒井 幸男	伊與喜 211番地1	藤原 忍
熊井 204番地	野坂 賢思	上川口 825番地5	山中 讓
馬荷 1907番地	福留 康弘	下田の口 822番地94	ハジイフ 泉
		入野 2924番地	敷地 智也
		御坊畑 543番地	松本 昌子
		佐賀 2060番地26	濱口 佳史
		吉尾 好市	
		田野浦 992番地	

教育委員会委員の任命

任期満了となる教育委員会委員を引き続き任命するもの。

任期は、平成31年5月17日〜平成35年5月16日。

濱田 康太郎